

# 後期高齢者の方を対象に 平成20年度から 新しい医療制度が始まります。

～新しい保険証をお届けします～

現在、75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険等に加いながら、「老人保健制度」で医療給付を受けていますが、この老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療給付を受けることとなります。

○対象となる方は、自動的に被保険者となります。

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の方が対象となります。

何の手続きをしなくても自動的に「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

○保険証は、1人に1枚交付されます

後期高齢者医療制度では、独自の保険証が1人に1枚交付されます。現在の老人保健受給者証サイズの保険証を平成20年3月に各地区に出向き、お届けする予定にしています。（国民健康保険証配布日程と同じ。参照3ページ）本人の

確認できる書類（保険証等）をもっておいでください。

新しくお届けする「後期高齢者医療被保険者証」には、住所、氏名、生年月日、自己負担割合、有効期限などが示されています。保険証が届いたら、記載内容を確認して、間違いがあれば届け出ください。

また、3月中に保険証が届かない場合についても、お問い合わせください。

○給付は、老人保健と変わりません

後期高齢者医療制度の給付は、老人保健制度と変わりません。お医者さんにかかるときは、保険証を忘れずに窓口に提示してください。保険証に明記されている自己負担割合どおり、かかった医療費の1割または3割の窓口負担をお願いします。

○全員が保険料を納めます

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が所得などに応じて決められる後期高齢者医療保険

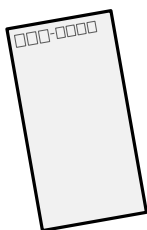
料をお住まいの市町村へ納めます。原則として介護保険料と同様に、年金から天引きされます。また、国保などの被保険者でなくなるため、国保などは納めません。

保険料の額は、平成19年11月に広域連合議会で定められた保険料率を基に、個人単位で計算されます。

○一人ひとりの保険料額は、平成20年4月以降にお知らせします

制度開始により、平成20年4月支給分の年金から天引き（特別徴収）が始まります。特別徴収該当の方には、1人ひとりの保険料額（仮算定額）を平成20年4月に市町村からお知らせします。

年金からの天引きの対象とならない方（普通徴収）については、平成20年7月に市町村から保険料額、期割回数、徴収時期などをお知らせし、併せてお届けする納付書または口座振替などでお支払いいただくこととなります。



後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、  
岩美町役場住民生活課 住民係

☎(0857)73・1415

鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎(0858)32・1097